

高齢者福祉に関するお知らせ

■在宅ねたきり老人等介護者手当

市では、要介護3以上と認定された方を、要介護3以上の認定有効期間開始から6ヶ月以上ご自宅で介護をなさっている同居のご家族を対象に、慰労金として介護者手当を支給しています。30日以上長期入院や施設への入所などがなければ、支給対象になります。6ヶ月以上たってから申請の場合、申請された月からの支給となりますので御了承ください。

○「認定有効期間開始から6ヶ月以上」の考え方

①要介護認定の有効期間開始が各月1日からの場合（例は4月1日～の場合を記載）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	(1ヶ月)	(2ヶ月)	(3ヶ月)	(4ヶ月)	(5ヶ月)	(6ヶ月)	
支給対象	×	×	×	×	×	×	○

②要介護認定の有効期間開始が月の途中からの場合（例は4月10日～の場合を記載）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	(1ヶ月)	(2ヶ月)	(3ヶ月)	(4ヶ月)	(5ヶ月)	(6ヶ月)		
	4/10→ 5/9	5/10→ 6/9	6/10→ 7/9	7/10→ 8/9	8/10→ 9/9	9/10→ 10/9		
支給対象	×	×	×	×	×	×	×	○

支給時期：4～7月分を9月、8～11月分を1月、12～3月分を5月

支給金額：1か月3,000円

申請場所：長寿介護課（プラザけやき内）・小笠支所で随時受付

持ち物：通帳（介護をしている人の通帳）、介護保険証

※一度申請された方は再度申請する必要はありません。

※この通知は要介護3以上の全ての方に郵送しています。施設入所中の方や長期入院の方は対象外となる期間があります。

■問い合わせ

菊川市半済 1868（プラザけやき内）

長寿介護課 高齢者福祉係 ☎37-1254